

新旧対照表

新	旧
県議会における新型コロナウイルス感染症に係る 当面の対応について 令和2年4月10日策定 令和2年5月15日改正 令和2年6月4日改正 令和2年8月31日改正 令和2年9月24日改正 <u>令和3年2月4日改正</u> 県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきた。 <u>令和2年4月7日の緊急事態宣言発令以降は、議会災害等対策会議で協議するなど、更なる対策を講じ、5月25日に緊急事態宣言が全面解除された後も、感染拡大防止に向け、必要な対策を講じてきた。</u> <u>しかし、その後も首都圏を中心に感染拡大は続き、令和3年1月7日、再度、緊急事態宣言が発令された。</u> こうした情勢の中、県議会としては、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面の間（「5(2) 出席者の縮減」については令和2年9月25日から）、引き続き、次の取組を実施していく。	県議会における新型コロナウイルス感染症に係る 当面の対応について 令和2年4月10日策定 令和2年5月15日改正 令和2年6月4日改正 令和2年8月31日改正 令和2年9月24日改正 県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきた。 4月7日の緊急事態宣言発令以降は、議会災害等対策会議で協議するなど、更なる対策を講じてきたが、<u>5月25日に緊急事態宣言は全面解除に至り、これを受け、県では、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、県対処方針を改正するとともに、県基本方針を改定し、新しい生活様式の定着に向けた取組等</u><u>を示したところである。</u> こうした情勢の中、県議会としては、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面の間（「5(2) 出席者の縮減」については令和2年9月25日から）、引き続き、次の取組を実施していく。

新	旧
1 マスクの着用 会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。 ただし、次の場合は、一時的にマスクを外すことは差し支えない。 (1) アクリル板により遮蔽された場所（議場の演壇等）において、発言等をする場合 (2) 給水や、熱中症予防等の自己の体調を管理するために必要な場合 2 アクリル板等による遮蔽措置 議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。 3 来訪者への対応 議員控室や会議室等、議会が管理する執務室等においては、来訪者（県職員を除く。）に、マスクの着用、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。 4 傍聴の取扱い 本会議及び委員会の傍聴に関しては、インターネットによる視聴をお願いする。 5 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組 (1) 換気の徹底 議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。	1 マスクの着用 会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。 ただし、次の場合は、一時的にマスクを外すことは差し支えない。 (1) アクリル板により遮蔽された場所（議場の演壇等）において、発言等をする場合 (2) 給水や、熱中症予防等の自己の体調を管理するために必要な場合 2 アクリル板による遮蔽措置 議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板による遮蔽措置を講じる。 3 来訪者への対応 議員控室や会議室等、議会が管理する執務室等においては、来訪者（県職員を除く。）に、マスクの着用、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。 4 傍聴の取扱い 本会議及び委員会の傍聴に関しては、インターネットによる視聴をお願いする。 5 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組 (1) 換気の徹底 議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

新	旧
(2) 出席者の縮減 本会議及び委員会については、議会審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減する。 (3) 執務スペース等の確保への協力 執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議事大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。 新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。 6 県民意見等の聴取と情報発信 新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。 請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いする。 また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。 7 状況を踏まえた議会日程の調整 今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。 8 委員会の調査等 令和2年第3回定例会以降の委員会の県内・県外調査については、別に協議する。	(2) 出席者の縮減 本会議及び委員会については、議会審議に支障が生じない範囲で<u>執行機関</u>出席者を縮減する。 (3) 執務スペース等の確保への協力 執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議事大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。 新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。 6 県民意見等の聴取と情報発信 新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。 請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いする。 また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。 7 状況を踏まえた議会日程の調整 今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。 8 委員会の調査等 第3回定例会以降の委員会の県内・県外調査については、別に協議する。

新	旧
また、国外に係る県政調査、委員会の海外調査及び議会友好代表団は、<u>令和2</u>年度は自粛する。 9 その他 状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。	また、国外に係る県政調査、委員会の海外調査及び議会友好代表団は、<u>今</u>年度は自粛する。 9 その他 状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。